

■報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道において発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2の規定に基づき、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものです。

【内容】

発生場所	四万十町 町道大奈路中津川線
概 要	平成24年8月25日午前10時頃、被害者が町道大奈路中津川線を自動車で走行中、道路脇の山手から落石があり、その落石により自動車を損傷させたもの
専決処分日	平成24年9月25日
賠償金額	44,415円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

■報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町有地において発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2の規定に基づき、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものです。

【内容】

発生場所	四万十町 大奈路補助グラウンド
概 要	平成24年10月14日午前7時30分頃、大奈路補助グラウンドで草刈作業をしていた際に跳ね石が駐車中の自動車に当たり、自動車を損傷させたもの
専決処分日	平成24年11月12日
賠償金額	27,300円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)